

建設工事・解体工事を行う皆様へ

建設廃棄物にかかる処理責任

不法投棄は犯罪です！！
(5年以下の懲役、1千万円(法人は3億円)以下の罰金)

1 排出事業者は、建設工事の元請業者に限られます

発注者(施主)

元請業者
(排出事業者)

1次下請負人

2次下請負人

建設廃棄物の処理責任は、元請業者にあります。
元請業者の責任は重大です。下請負人が不法投棄等に関与した場合、元請業者にも責任が及びます。(廃棄物処理法第19条の5第1項第4号、第19条の6第1項第2号)
下請負人は、排出事業者として自主運搬、現場外での保管、処理業者への委託など廃棄物の処理は行えません。
違反行為は、無許可営業等となり罰則の対象です。



2 下請負人が廃棄物処理業の許可なく運搬することは原則認められません

下請負人は、廃棄物処理業(産業廃棄物収集運搬業)の許可を取得し、元請業者と委託契約を交わした場合のみ、廃棄物を運搬することが出来ます。

(特例は、500万円以下の維持修繕工事など、下記※の条件をすべて満たす非常に限定された場合のみです。この場合であっても処分業者との委託契約は元請業者が行い、マニフェストも元請業者の名義で交付する必要があります。)

※ 次のいずれをも満たす場合: ①運搬について工事請負契約書に記載 ②500万円以下の工事(解体工事を除く) ③元請業者が指定する県内(都内)又は隣接県の保管場所又は処分場までの運搬 ④途中で積替えをしない ⑤1回あたり1m³以下 ⑥特別管理産業廃棄物でない ⑦元請業者の確認を受けた所定の書面を携行(環境対発第110204005号・環境産発第110204002号p31参照)。

産業廃棄物の処理基準

守らないと違反となります

～現場から搬出するときの運搬基準について～

元請業者が自ら運搬する場合と、収集運搬業者に運搬を委託する場合のいずれも、以下の基準が適用されます。

廃棄物の運搬基準(飛散・流出の防止など)

廃棄物が飛散、流出しないように必要に応じてシート掛け、液ダレ防止の措置をしてください。

石綿含有産業廃棄物や特別管理産業廃棄物は他のものと分けてこん包してください。

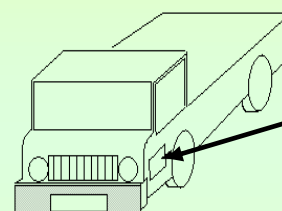
廃棄物の運搬基準(書類の携行)

以下の書類を必ず車両に携帯してください

- ・マニフェスト(自ら運搬の場合は、マニフェストに代わる車載伝票でも可能です。車載伝票への記載項目: ①排出事業者の住所・氏名②廃棄物の種類・量③積載日④積み込み場所⑤運搬先。電子マニフェストの場合は、3ページ参照)
- ・収集運搬業の許可証の写し(自ら運搬の場合は不要)

車両への表示

廃棄物を運搬する時には必ず車両に表示をしてください！！



車の両面に見やすく表示してください

表示例

文字の
大きさ

4. 9cm 以上 → 産業廃棄物収集運搬車

3. 2cm 以上 → △ △ △ 株式会社

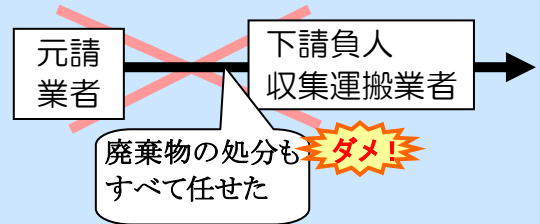
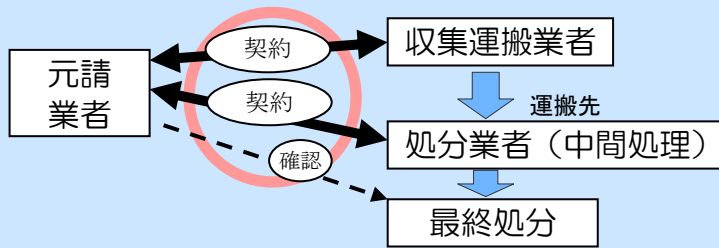
3. 2cm 以上 → 許可番号第123456号

(自ら運搬の場合、許可番号の記載は不要です)

搬出するまでの間、現場で廃棄物を保管するときの基準

- ①周囲に囲い ②看板の掲示 ③飛散・流出・地下浸透の防止 ④臭い、粉じん、ねずみ、ハエ、蚊の発生防止 ⑤積み上げ高さの制限 ⑥石綿含有産業廃棄物や特別管理産業廃棄物は分けて保管すること 等

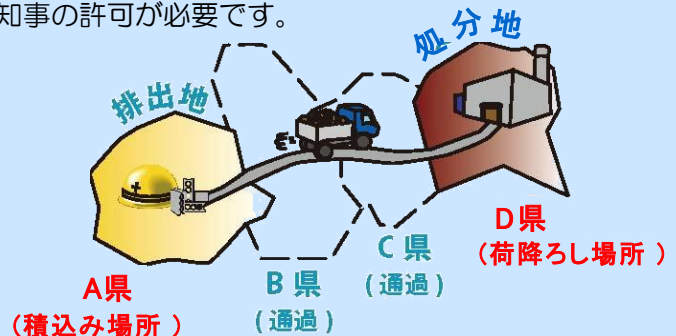
産業廃棄物は必ず許可業者に引き渡してください



契約する相手の許可証を必ず確認し、有効な許可業者であること、取り扱うことが出来る廃棄物の種類などを確認してください。

収集運搬業者は積込み場所と荷降し場所の都道府県知事の許可が必要です。

- ・ 許可証を見せない。
- ・ 処理費用が安すぎる。
- ・ 何でも処理できると豪語する。
- ・ 処理場内が汚れている。
- ・ 廃棄物が大量に積み上げられている。



この場合、A 県と D 県の許可が必要

委託契約はあらかじめ必ず書面で交わす必要があります。また、法律で、契約書に記載しなければならない項目が定められています。

建設事業者のために作成された契約書様式が用意されています。

販 売 場 所 ・建設資料普及センター（東京建設会館3階）
TEL03-3552-5659／FAX03-3552-1008

お問い合わせ先 ・（一社）東京建設業協会、・建設廃棄物協同組合
TEL03-3552-5656 ／ TEL03-5159-8171

戸建て住宅を主に扱う事業者を使い易いような契約書
(一社)住宅生産団体連合会(<http://www.judanren.or.jp/>)

これらの様式は工事現場ごとに委託契約を結ぶ方法(個別契約)となっています。複数の工事を一括して契約する方法(基本契約、年間契約など)をとることも可能です。

料金の支払方法は廃棄物処理法では規制していませんが、元請業者から収集運搬業者、処分業者にそれぞれに直接支払うことが望めます。廃棄物の適正処理のため、廃棄物の処理料金を工事金額に含めて下請負人に一括して支払う方法は避けるようにしてください。

工事請負契約書（下請契約を含む）において、廃棄物（特定建設資材廃棄物）を処理する施設や処理料金を明示しないまま、工事金額に廃棄物の処理料金込みの形で発注することは、建設リサイクル法第13条にも違反することになります。

産業廃棄物処理委託契約書(処分)	
産業廃棄物処理委託契約書(運搬)	
排出事業者	***** ○○○株式会社 社印
収集運搬業者	***** △△△株式会社 社印 (許可番号*****)
処分業者	***** □□□株式会社 (許可番号*****)
廃棄物の種類	*****
廃棄物の予定数量	*****
契約単価	*****
運搬先	*****
契約期間	*****

マニフェスト（産業廃棄物管理票）

マニフェスト用紙の販売窓口

建設マニフェスト販売センター Tel 03-3523-1630
(一社)東京都産業廃棄物協会 Tel 03-5283-5455

1 マニフェストの交付義務

マニフェストの交付義務は排出事業者（元請業者）にあります。

排出事業者（元請業者）が責任を持って、廃棄物を現場から搬出する時に次の項目を必ず記載して、運搬担当者に手渡して車両に携帯（※）させてください。

※ 元請業者が自ら運搬する場合はマニフェストの携帯は不要ですが、それに代わる車載伝票が必要となります（1ページの廃棄物の運搬基準（書類の携行）参照）。運搬後、処分業者に廃棄物を引き渡す際にマニフェストを交付し、手渡すことが必要になります。

2 排出事業者が記載しなければならない項目

- ① 交付年月日、交付番号、交付担当者
- ② 事業者（元請業者）、事業場（工事現場）
（住所・所在地、氏名・法人名称、電話番号）
- ③ 産業廃棄物の種類、数量、形状・荷姿
- ④ 最終処分場所
（「委託契約書のとおり」と記入し、委託契約書に記載された最終処分場が複数ある場合は、そのどれかを番号等で記入することも可能です）
- ⑤ 運搬受託者
（住所、氏名・法人名称、電話番号）
- ⑥ 運搬先
（所在地、名称、電話番号）
- ⑦ 処分受託者
（住所、氏名・法人名称、電話番号）
- ⑧ 積替え又は保管場所（※）
（所在地、名称、電話番号）

※ 収集運搬の積替え保管をしない場合は斜線。積替え保管場所では有価物の取扱が想定される場合は、その旨を記載する。

産業廃棄物管理票（マニフェスト） E				
産業廃棄物管理票（マニフェスト） D				
産業廃棄物管理票（マニフェスト） C				
産業廃棄物管理票（マニフェスト） B				
産業廃棄物管理票（マニフェスト） A				
交付年月日	交付番号	交付担当者		
①	①	①		
排出事業者	事業場（作業所）			
②	②			
産業廃棄物の種類		形状・荷姿		
品目	数量	品目	数量	③
③	③	③	③	③
中間処理 産業廃棄物				
最終処分場所	④			
運搬受託者	⑤		運搬先の事業場	
			⑥	
処分受託者	⑦		積替え又は保管	
			⑧	
有価物収集量				
運搬の受託	処分の受託	最終処分年月日		
担当者サイン／印	担当者サイン／印			
運搬終了年月日	処分終了年月日			
最終処分を行った場所				

3 確認と保存など

- マニフェストを交付する時、A票は元請業者の控えとして保管し、B1～E票を運搬業者に渡します。
- 後で返送されてくるB2,D,E票を確認して、A票と一緒に5年間保存。
- マニフェストがいつまでも返送されてこないとき（※交付日からの送付期限）や、虚偽の記載などが疑われる場合は、状況を確認して知事（産業廃棄物対策課）に報告（措置内容等報告書の提出）が必要です。

交付日からの送付期限

	産廃	特管産廃
B2票	90日	60日
D票		
E票	180日	

マニフェストを交付せず、または虚偽の記載をして産業廃棄物を引き渡した場合、罰則の対象となります

（便利!!） 電子マニフェスト：インターネットを使ったマニフェスト

電子マニフェストを使用する場合

- 紙でのマニフェストは不要となります。
- 紙マニフェストの5年間の保存義務がありません。
- 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要となります。

電子マニフェスト

で検索

電子マニフェストを利用する場合、運搬車両には紙マニフェストに替えて次の書類等を車載させます。

- (1) 電子マニフェスト加入証（写し）
- (2) 伝票（受渡確認票）又は電子データ（①廃棄物の種類・量②委託者名③積載日④積み込み場所⑤運搬先を記載）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 毎年6月30日までに前年度（前年4月1日から当年3月31日まで）の1年間分のマニフェストの交付状況の報告が必要となります。東京都環境局ホームページを参照してください。

建設リサイクル法

建設工事の実施にあたっては『分別』と『リサイクル』が必要です。

解体工事等を行うには、以下のことが必要です。

詳細は、都市整備局の建設リサイクル法のホームページ 参照

建設業の許可か解体工事業の登録が必要です

下請負人も許可または登録が必要です。

工事の事前届出などの手続 ※1

工事請負契約書への明記 ※1

廃棄物を処理する施設やリサイクルに要する費用の記載が必要

許可・登録標識の設置 ※2

工事現場に施工業者(下請含む)の許可・登録標識を掲示します。

分別解体の実施(ミンチ解体は禁止)

事前にアスベストの有無などの調査を実施し、分別解体等の計画を立て、所定の作業手順で行います。

※1 対象となる解体工事は延べ床80㎡以上のもの等です。

※2 許可・登録標識のほか、お知らせ看板等が、大気汚染防止法や各区市の要綱により必要となります。

リサイクルの実施

特定建設資材廃棄物

次の4つの資材の廃棄物は必ずリサイクルが必要です



コンクリート



コンクリート及び鉄から成る建設資材



木材



アスファルト・コンクリート

有害物質等の分別・処分

有害物質等を分別除去して、適正なリサイクルを推進しましょう！

環境保全と資源の有効活用にご協力をお願いします！

アスベスト(飛散性) 吹き付け石綿(レベル1)、保温材・耐火被覆材・断熱材(レベル2)

- ・ 廃石綿等(特別管理産業廃棄物)として処理してください((固化又は薬剤処理+二重こん包→管理型処分場に埋立)又は(熔融))
- ・ 除去工事には、隔離等の措置が必要です。大気汚染防止法、労働安全衛生法の所管部署にも届出等の手続が必要です！
- ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者(設置・変更)届出書を東京都環境局に提出してください(詳しくは環境局ホームページ参照)。

アスベスト(非飛散性) スレート板、ケイカル板、成形板、石膏ボード、Pタイル等(レベル3)

石綿含有産業廃棄物として他の廃棄物と分けて処理してください(分別解体し、シートやフレコンバッグでこん包し運搬→埋立処分又は熔融)



屋根用スレート



フレコンバッグやシートでこん包



波板スレート



コンクリートがら

がれき類や混合廃棄物にアスベストを混ぜないで！！

混ぜないで！

PCB 受変電施設等のトランス・コンデンサ、蛍光灯安定器

PCBは有害物質です！ PCB廃棄物の受渡しは禁止です！

(3年以下の懲役又は1千万円以下の罰金となります)

PCB廃棄物の処理は解体業者ではなく、発注者(施主)の義務です！

建物解体に先立ち、発注者により撤去してください。

(中小企業向けのPCB処理等の助成金の制度もあります) PCBが含まれている場合、スクラップとして売るのは絶対ダメ！



コンデンサ



トランス



蛍光灯安定器

家電4品目 エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

家電販売店に引取りを依頼するか、リサイクル券を購入して指定引取場所へ持ち込んでください。

フロン類の回収や、有害物質の除去、資源の回収が義務付けられています！つづいてスクラップとして売るのはダメです！！

フロン類 業務用エアコン、冷蔵庫、冷凍庫の冷媒ガス

建物を解体されるみなさまへフロン類回収パンフレット

解体する前にフロン類回収業の登録業者によりフロン類を回収することが必要です。その際、委託確認書の交付が必要です。

防腐・防虫処理された木材、その他(重金属等)

CCA、クロルデン類、クオソート油が塗布された木材は、他の部分と分けて廃棄物処理施設で適切に処理してください。

蓄電池(鉛)、非常灯・火災報知器(カミウム)、水銀灯、石膏ボード(ヒ素、カミウム)などは、型番からメーカーに含有の有無を確認し、分別回収してください。

※ 建物に残置されている家具や電気機器は発注者の廃棄物です。発注者の責任と名義で処理してください。

《問合せ先》

環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課(不法投棄対策係) TEL 03-5388-3446

環境局 多摩環境事務所 廃棄物対策課(規制指導係) TEL 042-528-2694

(参考) 八王子市の区域: 八王子市 資源循環部 廃棄物対策課 TEL 042-620-7458

平成27年 8月発行
東京都環境局

印刷物登録

平成27年度 第35号